

松本市告示第125号

松本市太陽光発電設備導入加速化補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

松本市長 臥雲 義尚

## 松本市太陽光発電設備導入加速化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業部門及び業務部門における地球温暖化対策を推進するため、事業用の建物又は土地に設置された自家消費を目的とする太陽光発電設備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象設備 市内に所有する事業用の建物又は土地（以下「事業用物件」という。）に設置された太陽光発電設備であって、市の償却資産課税台帳に記載されたものをいう。
- (2) PPA事業者 事業用物件に対象設備を設置し、かつ、その所有及び管理を行うとともに、当該設備によって発電された電力を当該事業用物件において電力を使用する者へ有償提供する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の償却資産課税台帳に対象設備の所有者として登録されている者であって、市内に所有する事業所において事業を営む者又はPPA事業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が関与していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすもの

とする。

- (1) 対象設備が令和4年1月1日から令和7年12月31日までに設置されたものであること。
- (2) 対象設備の定格出力が50キロワット以上であること。
- (3) 対象設備で発電した電気の60パーセント以上を、当該設備と同一敷地内で行われている事業に継続的に消費していること。
- (4) 固定価格買取制度の認定を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、交付の申請があった日の属する年度に課された対象設備に対する固定資産税相当額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市太陽光発電設備導入加速化補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、3月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 償却資産申告書又は償却資産課税台帳の写し
  - (2) 種類別明細書の写し
  - (3) 法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
  - (4) 定款の写し（申請者が法人の場合に限る。）
  - (5) 電力販売契約書（申請者がPPA事業者の場合に限る。）
  - (6) 定期点検報告書その他対象設備の設置場所及び発電出力が分かるもの
  - (7) 対象設備の単線結線図
  - (8) 申請日前1年以内における対象設備の1か月間の日別の発電量が分かるもの
  - (9) 電力小売事業者の検針票その他対象設備において発電した電気の自家消費又は売電の量の内訳が分かるもの
  - (10) 電力小売事業者との売電に関する契約書その他固定価格買取制度の認定を受けていないことが分かるもの（対象設備において発電した電力を売却する場合に限る。）
  - (11) 市税の滞納がない証明書
  - (12) 対象設備の固定資産税の納税証明書
- 2 補助金の申請は、対象設備に初めて固定資産税が課された年度から起算し5年間（申請者が市内に事業所を有しないPPA事業者にあっては3年間）行

うことができる。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び交付額の確定をしたときは、松本市太陽光発電設備導入加速化補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する取下げは、前項の規定による通知書が到達した日から7日以内に行わなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び補助金の額の確定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第10条 補助金の交付を受けた者は、第6条第1項に掲げる書類に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。